

令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（企業見学会等）

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

番号	質問	回答
1	企業見学先の企業数に制限はあるか。（何社以上、以内）	企業見学先の企業数に制限はありません。
2	見学企業は県内、県外の制限はあるか。（福井、富山なども可能か）	見学先企業は県内企業とします。
3	参加指標 20 社以上は同じ会社が違う会社を見学した場合は、見学回数としてカウントしてよいか。	同じ会社が違う会社を見学した場合、見学回数としてカウントすることは可能です。
4	企業見学はオンラインの見学でもよいか。（テレワークの職場であれば社員自宅になるので、オンライン見学が望ましい）	現地とオンラインのハイブリッド開催も可能です。（オンラインのみの見学は不可）
5	片道 1Km 以上は借り上げバスとなっているが人数や利便性を考慮しタクシー利用でも良いか。	参加人数等の状況に応じて、県との協議により決定します。
6	参加者の利便性を考慮し、1 km以内であってもタクシー利用でもよいか。	回答5と同じ。
7	短時間勤務やテレワークの取組み社数は、既存社員への導入や就業規則の改定、テレワークのフィジビリの一定期間の実施でもよいか。	既存社員への導入や就業規則の改定、テレワークのフィジビリの一定期間の実施も成果指標に含めます。
8	企業見学会参加後のフォローアップ期間は、実施後どの程度行うのか、また最終は令和9年3月末でよいか	フォローアップ期間の定めはありませんが、参加企業が短時間勤務やテレワークを活用した業務切り出し等を行えるよう、支援を行ってください。また、履行期限である令和9年3月12日（金）までに事業を完了させてください。

9	コンソーシアムでの参加は可能か。また、再委託する場合の条件、比率はあるか。	当事業では、コンソーシアムでの参加はできません。 また、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を提出し、県の承認を得た場合は、再委託可能です。
---	---------------------------------------	--